

契 約 書

土 地 の 明 細

高須輪中土地改良区 理事長 森 正弘（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）との間において、高須輪中土地改良区他目的使用並びに
手数料徴収規程に定める第 14 条の規程により「排水維持管理協力金」に関する
契約を下記の通り締結する。

記

- 「乙」の所有する別記記載の土地について「乙」は当該土地等の排水に関する排水維持管理協力金（以下「協力金」という。）を「甲」に納付する。
- 前項の協力金の額は、高須輪中土地改良区の他目的使用並びに手数料徴収規程に定める額 年額 1,000 m²当たり 3,714 円とする。
但し、将来規定変更が生じた場合は、その額とする。
- 「乙」は、第 1 項に定める協力金の納付に当たっては、毎年「甲」が発行する納付書により指定期限内に納付する。尚、年度途中においては、完了報告を受理した日から月割をもって起算した額とする。
- 「乙」は、工場等造成完了後に速やかに完了報告書を「甲」に提出する。
- 「乙」は、協力金を前項の指定納期期限内に納付しない場合は、高須輪中土地改良区賦課徴収規程第 8 条・第 9 条の準用により延滞金・過怠金を「甲」に支払わなければならない。
- 「乙」は、第 1 項の土地に関する権利を移動する場合は、本契約の債務を継承し、「甲」に申し出るものとする。
- 「甲」、「乙」は、この契約を忠実に履行するものとする。
- この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、双方協議のうえ処理するものとする。

岐阜県海津市

大字	字	地番	地積 m ²	備考

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

「甲」 岐阜県海津市海津町馬目 515-1
高須輪中土地改良区
理事長 森 正弘

Ⓜ

「乙」

Ⓜ